

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十三条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十七条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 13 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十一条第二項の苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 13 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>(新設)</p>

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3| 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| (略)

(揭示)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2| (略)

(揭示)

第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

ない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(職員配置の基準)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務(第一項第三号の介護職員の職務は除く。)に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 5 7 (略)

(電磁的記録等)

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

附則

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(職員配置の基準)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務(第一項第三号の介護職員の職務は除く。)に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 5 7 (略)

(電磁的記録等)

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

附則

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～11 (略)

(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)

第十四条 (略)

2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3・4 (略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～11 (略)

(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)

第十四条 (略)

2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3・4 (略)